

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 40

処 分 名	建築確認	
処 分 の 概 要	建築確認申請書に基づき確認済証を交付する。	
根 拠 法 令 名	建築基準法(昭和25年法律第201号)	
条 項	第6条第1項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	第1号～3号:35日 第4号:7日以内	
標 準 処 理 期 間	計	20日
判 断 基 準	<p>建築基準関係規定に適合すること。 (建築基準法施行令第9条)</p> <p>【根拠法令等】 建築基準法 (建築物の建築等に関する申請及び確認) 第6条 第1項 建築主は第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認申請を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更をして、建築しようとする場合も、同様とする。</p> <p>第4項 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第1号から第3号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第4号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。</p> <p>(建築設備への準用) 第87条の2 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第1号から第3号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項の規定による確認又は第18条第2項の規定による通知を要する場合を除き、第6条(第3項及び第5項から第12項までを除く)……第93号までの規定を準用する。</p> <p>(工作物への準用) 第88条 これらに類する工作物で政令で指定するものについては、第3条、第6条……の規定を準用する。</p> <p>建築基準法施行令 (建築基準関係規定) 第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。 1 消防法 2 屋外広告物法 ……</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



第1号から第3号:35日以内

第4号:7日以内

建築設備、工作物:7日以内